

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

意匠制度の利便性向上に向けた運用の  
見直しに関する  
調査研究報告書

平成29年3月

株式会社 三菱総合研究所

匠以外の内容が表れないようにしなければならない。また、背景と物品の着色の間の境界が明らかとなるように、明度差がなければならない（専利審査指南第1部分第3章4.2.3）。CG作成図の場合にも、同様のことが求められると考えられる。

(vi) 韓国特許庁（KIPO）

デザイン保護法第37条第3項によると、意匠の表現形式としては、図面の他、写真又は見本が認められる。意匠の表現手法としては、CG作成図や3Dモデリング図面の提出も認められている。

CG作成図特有の取扱いはなく、一般的な図面要件との差異はあまりないと考えられる。

デザイン表面の形状を陰影で表現するために、細線<sup>36</sup>、点、濃淡を使用する場合であって、それらが模様と混同される場合には、その旨を「デザインの説明」の欄に記載しなければならない（デザイン審査基準第4部第2章第2節8）（2））。このことは、3Dモデリング図面を含むすべての図面について適用されることから、CG作成図の場合にも同様である。

意匠を写真で表す場合に、物品の背景、陰影、他の物品等が写っており、デザインが正確にわからない場合には、デザインの表現が具体的ではなく、工業上利用できないデザインとして、デザイン保護法第33条第1項違反となる（デザイン審査基準第4部第2章第2節4）（2））。CG作成図でも同様であると考えられる。

---

<sup>36</sup> デザイン審査基準第4部第2章第2節8）では、[審査官参考]として、「i)デザインを表現するのに使用される線よりも細かい線が重ねて使用されている場合」と「ii)形状又は模様線とつながっていない細かい線が使用されている場合」には、模様を構成しない陰影線であると判断できるとされている。

デザイン審査基準第4部第2章第2節8) (2)に掲載されている図面の記載例

(例1) 図面内に陰影を表現し、「デザインの説明」の欄に「図面内に表現された細線は、平面であることを表すための陰影線」と書いたもの

「水中カメラ用レンズ」



[図面 1.1]



[図面 1.2]



[図面 1.3]

(vii) カナダ知的財産権局 (CIPO)

カナダ意匠法第4条は、意匠の表現形式として、「図面又は写真」を規定している。「図面又は写真」は、意匠の特徴をはっきりと正確に確認することができるのに十分な品質であって（意匠規則第9.1条(2)(a)）、物品を単独で示していなければならない（同(c)）、白黒で複製できるものでなければならない（意匠規則第12条(1)、意匠実務ガイド6.5.1）。

陰影が模様と間違えられる場合には、意匠を構成する特徴を特定するもの（意匠規則第9条(2)(c)）として、陰影である旨を意匠の説明に記載することが推奨される。

CG作成図特有の取扱いはなく、上記要件を満たしていれば、CG作成図の提出も認められると考えられる。

なお、図面又は写真は、カラーでも提出可能であるが、色彩については権利の主張ができず、出願及び登録時には白黒になるとされている<sup>37</sup>。

<sup>37</sup> 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）「<カナダ法務情報>カナダの知的財産法の構造、運用と保護」（2011年）54頁参照。

禁 無 断 転 載

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

意匠制度の利便性向上に向けた運用の見直しに関する  
調査研究報告書

平成 29 年 3 月

請負先 株式会社 三菱総合研究所

〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3

電話 03-5157-2111 (代)

FAX 03-5157-2145

URL <http://www.mri.co.jp>

E-mail [design-convenience-ml@mri.co.jp](mailto:design-convenience-ml@mri.co.jp)